

平成 1 5 年度税制改正に関する経済産業省意見

平成 1 4 年 8 月
経 済 産 業 省

【国 税】

.経済活性化に向けた税制改革

1 . 研究開発税制の抜本強化

- (1) 試験研究税制に係る税制措置について、以下の措置を講ずる。
 - 試験研究総額の一定割合の税額控除制度を創設する。
 - 試験研究用に供する償却資産を取得した場合の特別償却制度を創設する。
 - 産学連携特別試験研究の税額控除制度を創設する。
 - 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度について、適用期限を延長する。
 - 鉱工業技術組合等への賦課金については、試験研究費の額に算入する制度を延長する。(において同様とする。)
 - 鉱工業技術組合等に対する支出金の特別償却制度を延長する。
 - 鉱工業技術組合等の賦課金による試験研究用固定資産の取得に係る所得計算の特例制度 (圧縮記帳) の適用期限を延長する。
- (2) 中小企業技術基盤強化税制を拡充するとともに、適用期限を延長する。

2 . I T 投資促進税制の創設等

- (1) I T 投資促進税制 (仮称) を創設する。
- (2) 電子計算機買戻損失準備金制度について、特定電子計算機貸付会社に係る要件を削除するとともに、適用期限を延長する。
- (3) プログラム等準備金制度 (汎用プログラム開発準備金、ソフトウェア高度化基盤整備準備金、統合システム保守準備金、データベース準備金) の適用期限を延長する。

3．産業再生税制の拡充

- (1) 産業活力再生特別措置法に係る税制措置について、以下の措置を講ずる。
 - 株式公開を予定した企業再編における含み益課税・みなし配当課税の繰延の特例措置を創設する。
 - 交付金合併等における含み益課税等の繰延の特例措置を創設する。
 - 買収目的会社等株式保有会社との合併時の繰延欠損金の引継ぎの特例措置を創設する。
 - 革新的新規設備投資（実証一号機）に対する即時償却制度及び税額控除制度を創設する。
 - 匿名組合現物譲渡における譲渡損益に対する課税の繰延制度を創設する。
 - 共同で現物出資をした場合の課税の特例措置を拡充するとともに、適用期限を延長する。
 - 特定の資産の買換えの場合の課税の特例措置を拡充するとともに、適用期限を延長する。
 - 事業革新設備の特別償却制度について、特定業種及び事業革新設備の見直しを行うとともに、適用期限を延長する。
 - 欠損金の繰越期間の特例措置を拡充するとともに、適用期限を延長する。
 - 欠損金の繰戻還付の不適用の除外措置を拡充するとともに、適用期限を延長する。
 - 登録免許税の軽減措置を拡充するとともに、適用期限を延長する。

4．創業支援税制の拡充

- (1) 創業支援税制に係る税制措置について、以下の措置を講ずる。
 - エンジェル税制に係る税額控除制度を創設する。
 - エンジェル税制の適用要件について所要の見直しを行う。
 - 私立大学等教育研究活動活性化税制を創設する。

5．経済構造改革の推進

- (1) 業績連動型役員報酬の損金算入を認める。
- (2) 自社株に係る同族判定の見直しを行う。
- (3) 新事業創出促進法に係る税制措置について、以下の措置を講ずる。

新事業創出促進法第9条の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法の認定に係る共同で現物出資した場合の課税の特例措置の適用期限を延長する。

特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度の適用期限を延長する。

- (4) 組織再編税制における適格要件の一部見直しを行う。
- (5) 商品先物取引に係る所得について、株式等の有価証券の現物取引に係る所得との損益通算及び純損失の3年間の繰越を可能とするとともに、申告分離課税とする特例措置の適用期限の延長及び税率の引き下げを行う。
- (6) NPO法人に係る所要の税制措置を講ずる。
- (7) NPO法人に対する寄附税制について所要の見直しを行う。

6．消費・投資拡大に向けた相続税・贈与税の一本化

- (1) 中小企業者の事業承継の円滑化等を図るため、以下に掲げるものを始め、所要の税制措置を講ずる。
 - 相続税及び贈与税の累進構造の緩和及び税率の引き下げを行う。
 - 取引相場のない株式等に係る課税の軽減措置等を拡充する。
 - 取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる適正化を図る。
 - 贈与税の基礎控除額を引き上げる。
 - 事業用資産に係る包括的な軽減措置を導入する。
- (2) 豊かな生活環境の実現に向けて、潜在的な個人需要の喚起を図るため、住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を時限的に新設する。

7．証券関連税制

- (1) 証券市場の活性化に向け、配当課税の軽減措置を拡充する。

8．土地関連税制

- (1) 土地の流動化に向け、個人の土地長期譲渡所得に係る税率の引き下げなど土地譲渡益課税制度の再構築等を行う。

.中小・ベンチャー企業の支援

1 . 特別償却制度等

- (1) 中小企業者の機械等の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (2) 中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長する。
- (3) 事業化設備投資促進税制（ベンチャー税制）の適用期限を延長する。
- (4) 「中小企業経営革新支援法」に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度の適用期限を延長する。
- (5) 「中小小売商業振興法」に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (6) 「中小企業流通業務効率化促進法」に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度を拡充するとともに、適用期限を延長する。

2 . 欠損金に係る特例措置（繰越期間・繰戻し還付）の拡充等

- (1) 欠損金の繰越期間の特例の拡充を行う。
創業5年以内の中小企業
試験研究費及び開発費が一定以上の中小企業
- (2) 試験研究費及び開発費が一定以上の中小企業について、欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用除外の拡充を行う。
- (3) 「中小企業創造的事業活動促進法」に規定する研究開発計画の認定を受けた中小企業者等の欠損金の繰延期間の特例措置を拡充し、適用期限を延長するとともに、欠損金の繰越し還付の不適用措置の適用除外の拡充を行う。

3 . その他の制度

- (1) 中小企業再生に係る税負担の軽減措置を拡充する。
- (2) 青色申告特別控除制度について、青色事業主の勤労性所得を配慮した「勤労所得控除（仮称）」の創設等、所要の措置を講ずる。
- (3) 同族会社の留保金課税を撤廃する。
- (4) 自動車損害賠償責任共済の運用益等に係る責任準備金の非課税制度を創設する。

- (5) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の適用期限を延長する。
- (6) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限を延長する。
- (7) 旧中小企業事業団から集団化等のために融資を受けて事業協同組合等が取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合における登録免許税の軽減措置の適用期限を延長する。
- (8) 商工組合中央金庫及び信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置の適用期限を延長する。

．社会及び経済の変革に対応した税制インフラの整備

1 ．連結付加税の撤廃

2 ．年金関連税制の再構築

- (1) 特別法人税の廃止等、退職給付関連税制の見直しに伴う所要の税制措置を講ずる。
- (2) 確定拠出年金法における非課税拠出額を拡大する。

3 ．国際課税制度の整備等

- (1) タックスヘイブン税制に係る所要の税制措置を講ずる。
- (2) 外国税額控除に係る所要の税制措置を講ずる。
- (3) 親会社株式を用いた三角合併についての課税繰延制度を創設する。

4 ．環境・エネルギー関連税制の整備

- (1) 公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (2) 再商品化設備等の特別償却制度について、自動車破碎残さ再資源化施設を追加する。
- (3) 特定フロン等破壊等設備の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (4) 植林費の損金算入の特例措置の適用期限を延長する。
- (5) 電力供給システムの見直し等に併せて、関連税制の在り方につき、電気事業分科会等の議論の推移も踏まえて検討する。

.その他

- (1) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の適用期限を延長する。
- (2) 鉱業用坑道等の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (3) 特定災害防止準備金制度の適用期限を延長する。
- (4) 石油アスファルト等に係る石油税還付制度の適用期限を延長する。
- (5) 移出又は引取に係る揮発油の特定用途免税措置を延長する。
- (6) 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）の石油税免税措置及び石油化学製品製造用国産粗製灯油、粗製軽油の石油税還付措置を創設する。
- (7) 「大阪湾臨海地域開発整備法」に規定する大阪湾臨海地域の開発地区において整備される中核的施設の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (8) 「多極分散型国土形成促進法」に規定する振興拠点地域又は業務核都市に設置される中核的民間施設の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (9) 新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）が国庫補助金で取得した固定資産税等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入額不算入の対象に平成 15 年度新規補助事業を追加する。
- (10) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入又は国庫補助金等の総収入金額不算入の対象となる国庫補助金等に住宅用太陽光発電導入促進対策費補助事業（仮称）を加える。
- (11) インターナショナルスクール等の設置を主たる目的とする準学校法人を特定公益増進法人に追加する。
- (12) 特殊法人等整理合理化計画等に基づく特殊法人等の事業及び組織形態等の変更に伴う所要の措置を講ずる。

なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、現行の景気対策税制の延長・拡充を含め、更に所要の税制改正措置を要望することとする。

【地方税】

1．道府県民税及び市町村民税

- (1) エンジェル税制の適用要件について所要の見直しを行う。
- (2) 特別法人税の廃止等、退職給付関連税制の見直しに伴う所要の税制措置を講ずる。
- (3) 確定拠出年金法における非課税拠出額を拡大する。
- (4) 外国税額控除制度に係る所要の特例措置を講ずる。
- (5) 商品先物取引に係る所得について、株式等の有価証券の現物取引に係る所得との損益通算及び純損失の３年間の繰越を可能とするとともに、申告分離課税とする特例措置の適用期限の延長及び税率の引き下げを行う。
- (6) 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置を拡充するとともに、適用期限を延長する。
- (7) 自動車損害賠償責任共済の運用益等に係る責任準備金に係る特例措置を創設する。

2．事業税

- (1) 電気供給業及びガス供給業について、「その他の事業」と同一の扱いに改める。
- (2) 電気供給業に対する課税標準の算定にあたって「特定規模需要向けの託送料金」を控除する制度の適用期限を延長する。

3．不動産取得税

- (1) 産業活力再生特別措置法に規定される認定事業再構築計画、認定産業再編計画及び認定経営資源再生計画に従って営業譲渡等を受けた者が、当該譲渡等に伴い取得する不動産に係る税額の減額措置を講ずる。
- (2) 新事業創出促進法第９条に規定される認定事業再構築計画に従って行われる特定会社の創業等に伴い、新設会社が特定会社から取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

4．自動車税

- (1) 自動車税のグリーン化について、所要の見直しを行った上で延長する。

5 . 自動車取得税

- (1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく一定の基準を満たす低燃費車に係る特例措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長する。
- (2) 電気自動車等（電気、天然ガス、メタノール及びハイブリッド自動車）に係る特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 最新排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の適用対象に平成 1 6 年規制適合車を追加する。
- (4) 自動車取得税の免税点に係る特例措置の適用期限を延長する。
- (5) 自動車 N O x ・ P M 法対策地域内に係る窒素酸化物及び粒子状物質排出基準非適合車を代替した場合の特例措置の軽減対象に平成 1 5 年、平成 1 6 年規制に適合している車を追加する。
- (6) 低 P M 車に係る自動車取得税の特例措置を講ずる。
- (7) 試験的に市販される燃料電池自動車に係る自動車取得税の特例措置を講ずる。

6 . 軽油引取税

- (1) 課税免除の対象にアルミニウム第 2 次精錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）が事業場において用いる車両等を追加する。

7 . 固定資産税

- (1) 電気自動車等用燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置に燃料電池自動車用の供給設備を追加し、適用期限を延長する。
- (2) 地域エネルギー利用設備に係る課税標準の特例措置について、バイオマス発電設備及び雪氷熱利用設備を追加し、適用期限を延長する。
- (3) 電線類の地中化設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (4) オゾン層保護及び温暖化対策に係る脱特定物質対応型設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (5) 固定資産の評価の見直しを行う。

- (6) 国家備蓄施設所在地市町村に対する固定資産税に係る所要の措置を講ずる。

8 . 特別土地保有税

- (1) 電気自動車等用燃料等供給設備の用に供する土地に係る非課税措置に燃料電池自動車用の供給設備を追加し、適用期限を延長する。
- (2) 「中小小売商業振興法」に規定する商店街整備等支援計画に基づき特定会社又は公益法人が設置する共同施設の用に供する土地に係る非課税措置の適用期限を延長する。
- (3) 「中小企業流通業務効率化促進法」等に規定する認定組合等が実施する認定計画等に係る認定要件の緩和等の措置を講ずる。
- (4) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に規定する商工会等が基盤施設計画に従って実施する基盤施設事業の用に供する土地に係る非課税措置の適用期限を延長する。
- (5) 「中心市街地活性化法」に規定する認定特定事業計画等に基づき実施される特定事業等の用に供する土地に係る非課税措置の適用期限を延長する。
- (6) 「新事業創出促進法」に基づく高度技術産業集積地域内における非課税措置の適用期限を延長する。
- (7) 「多極分散型国土形成促進法」に規定する重点整備地区及び業務施設集積地区に設置される中核的民間施設の用に供する土地に係る非課税措置の適用期限を延長する。

9 . 事業所税

- (1) 自動車部品再利用製品製造業者が実施する事業の用に供する施設に対する新增設に係る課税標準の特例措置を創設する。
- (2) 自動車破碎残さ再資源化施設に係る課税標準の特例措置を創設する。
- (3) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に規定する製造協同組合等が設置する伝統的工芸品産業用共同施設に対する資産割に係る非課税措置の適用期限を延長する。
- (4) 「中小小売商業振興法」に規定する高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く）に基づき設置する共同施設に対する新增設及び資産割に係る非課税措置の適用期限を延長する。
- (5) 「中小企業流通業務効率化促進法」に規定する認定組合が実施する流通業

務効率化計画の認定要件を緩和する。

- (6) 「中心市街地活性化法」に規定する認定特定事業計画等に基づき実施する特定事業等の用に供する施設に対する新增設に係る非課税措置及び課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (7) 「地域産業集積活性化法」に規定する承認計画に基づき実施する事業の用に供する施設の新増設に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (8) 「中小企業創造的事業活動促進法」に規定する認定組合等が実施する技術開発及びその成果の事業化のための施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (9) 「多極分散型国土形成促進法」に規定する重点整備地区及び業務施設集積地区に設置される中核的民間施設に対する新增設に係る非課税措置及び資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

10 . その他

- (1) 2 0 0 5 年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴う所要の特例措置を創設する。
- (2) 電力供給システムの見直し等に併せて、関連税制の在り方につき、電気事業分科会等の議論の推移も踏まえて検討する。
- (3) 証券市場の活性化に向け、配当課税の軽減措置を拡充する。
- (4) 土地の流動化に向け、個人の土地長期譲渡所得に係る税率の引き下げなど土地譲渡益課税制度の再構築等を行う。
- (5) 特殊法人等整理合理化計画等に基づく特殊法人等の事業及び組織形態等の変更に伴う所要の措置を講ずる。

11 . なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、現行の景気対策税制の延長・拡充を含め、更に所要の税制改正措置を要望することとする。